

別表1 公益社団法人日本バイアスロン連盟謝金基準表

労務内容	対象者		単位	支払限度額	備 考
選手強化活動で 国内・海外強化 合宿・海外大会 参加に係わる場 合	役員・強化スタッフ		3,750円/1時間	30,000円 (上限8時間)	・移動日は除く。 ・ドクターは原則、 日本スポーツ協会公 認スポーツドクター 有資格者に限る。  ・トレーナーは原則、 日本スポーツ協会公 認スポーツプログラ マー有資格者・アス レティックトレーナ ー有資格者に限る。
	スポーツドクター		5,000円/1時間	40,000円 (上限8時間)	
	看護師・トレーナー・管理栄 養士		3,750円/1時間	30,000円 (上限8時間)	
	支援スタッフ（通訳等の技 術及び特殊な技能を有する と認められた者）		2,000円/1時間	16,000円 (上限8時間)	
	支援スタッフ（上記に該当 しない者）		1,250円/1時間	10,000円 (上限8時間)	
競技会、講習会 等のスポーツ行 事運営	運営役員・技術指導員・審判 員（JSP0公認バイアスロン コーチ資格を有する者）		3,750円/1時間	30,000円 (上限8時間)	・トレーナーは原則、 日本スポーツ協会公 認スポーツプログラ マー有資格者・アス レティックトレーナ ー有資格者に限る。
	運営役員・技術指導員・審判 員（JSP0公認バイアスロン コーチ資格を有しない者）		1,875円/1時間	15,000円 (上限8時間)	
	運営支援スタッフ (大会準備間の雑務含む)		1,250円/1時間	10,000円 (上限8時間)	
	医師		5,000円/1時間	40,000円 (上限8時間)	
	看護師・トレーナー		3,750円/1時間	30,000円 (上限8時間)	
競技会、講習会 等の実技指導	スポーツ指導者、審判員、 スポーツトレーナー		7,500円/1回	15,000円 (上限2回)	・1回の上限は2時間 とする。
講演（専門的テ ーマ）	講演者		15,000円/1回	30,000円 (上限2回)	・1回の上限は2時間 とする。
講義	講義講師		12,000円/1時間	48,000円	・1回の上限は4時間 とする。
発表	発表者		3,500円/1回	7,000円	・1回の上限は2時間 とする。
司会	司会		20,000円/1回	40,000円	・1回の上限は2時間 とする。
通訳	通訳者		12,500円/1回	25,000円	・1回の上限は4時間 とする。
翻訳	翻 訳	外国語翻訳	枚(400字相当)	4,000円	

	者	日本語翻訳	枚(200字相当)	6,000円	
マネジメント機能強化	ジェネラルマネージャー		月(週休2日相当)	770,000円	継続2ヶ月以上
			日(8時間)	35,000円	
法律	弁護士		1時間	30,000円	

※1. 上記表を基準とするが、講師、指導者と契約する場合に相談のうえ単価は変更できるものとするが適正な単価となるようにする。

基準表と異なる単価にする場合は理事会の了承を得ること。

2. 諸謝金の支払いにおいては、JBFにおいて、所得税10%（原則）の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。ただし、団体からの派遣において団体名で支払う場合は、源泉徴収はしないものとする。

附則：平成24年3月23日改正

令和元年7月27日改正

令和2年10月4日改正

令和5年11月29日改正

令和6年6月7日改正